

取調べの可視化 ニュース (通算第48号)

2020
第19号
2020.11.1

今号の特集
・取調べの可視化フォーラムの開催報告
・可視化実施状況(2020年6月・7月公表分)について

編集責任：取調べの可視化本部

取調べの可視化フォーラムの開催報告

取調べの可視化本部幹事 工藤 杏平(第二東京弁護士会)

2020年9月30日、ストーリーミング配信によって、「日常の隣にある密室の取調べ」と題する可視化フォーラムが開催されました。

第1部 事件報告

第1部では、いわゆる「築地公務執行妨害罪ねつ造事件」について、当事者とされた冤罪被害者である二本松さんと本事件の国家賠償請求訴訟(勝訴判決)の代理人弁護士である小部正治(東京)及び今泉義電(第二東京)

から、虚偽の自白をしてしまった経緯を中心に報告いただきました。本事件の概要は、2007年10月、都内の市場付近路上において仕入中、所轄交通課の警察官2名から、不当な「駐車違反」の取締りを受け反論したところ、突然「公務執行妨害」を理由に現行犯逮捕され、19日間にわたって身体拘束されたという事件です(事件自体は不起訴処分で終了)。二本松さんは、

不当逮捕、長期の勾留、虚偽自白強要などで被った精神的苦痛等について、国と東京都を相手に国家賠償請求訴訟を提起しました。裁判所は、警察官らの証言の信用性を否定し、逮捕の時点において二本松さんが現行犯人であると明確に認識しないままに違法に逮捕を行なったとして、東京都に対し賠償を命じる判決を言い渡しました(控訴審でも判断が維持され確定)。

二本松さんからは、どうしてその自白をしてしまったのか、取調べの時何があればその自白をしなかったかなどについて、自身の体験と共に切実な報告がなされ、「このまま起訴をされたら外に出られない。それではお店がやっていけないと思った。」「自身のような被疑者はもちろん、参考人(例えば本事件でいえば逮捕現場にいた警察官や目撃者など)の供述も録音・録画されていけば口裏合わせの抑止になるのではないか。」との意見を言われました。

第2部 パネルディスカッション

第2部では、パネリストとして、第1部の報告者である小部会員及び今泉会員に、前田裕司(宮崎)を加え、河村洋(東京)をコーディネーターとして、その自白をしようとする理由や現在の法制度の問題点(対象事件や対象者の限定など)についてパネルディスカッションがなされました。各登壇者からは、自身の弁護士としての体験などを踏まえた報告がなされ、改めて、現在の法制度の不十分さやその危険性が指摘されました。

本集会は、のべ280名を超え、うち3828人が「全過程」であり、「全過程」の録音・録画実施率は94.2%になっています。検察庁よりも件数が多い理由としては、対象外拘束事件でも、対象事件を取り調べる以上録音・録画しなければならぬという規範が影響している可能性も考えられます。



取調べの様子を語る二本松さん

可視化実施状況(2020年6月・7月公表分)について

取調べの可視化本部副本部長 小坂井 久(大阪弁護士会)

取調べの録音・録画実施状況について、警察における2020年6月公表分(警察庁HP)内部部局から「刑事局」捜査活動、検察における2020年7月公表分(最高検HP)について報告します。2019年6月1日の改正刑訴法301条の2の法施行を挟み、2019年4月から2020年3月まで(平成31年度・令和元年度)の1年間の実施状況です。

I 検察

1 4類型事件

検察庁は、刑訴法301条の2で定められた制度対象事件(裁判員裁判対象事件、検察官独自捜査事件)と知的障がい者、精神障がい者等の各事件を「4類型事件」と呼んでいます。この「4類型事

2 試行対象

前記以外の「試行対象事件」(2019年4月19日付け依命通知の「別添2」)のうち、4類型以外の身体拘束下被疑者取調べについては、録音・録画実施件数は9万8745件で、うち「全過程」

件」では、一部録画も含めた録音・録画実施割合は100%になっています。このうち「全過程」の割合は、裁判員裁判対象事件は2707件のうち2688件で99.3%、独自捜査事件は94件のうち93件で98.9%です。また、知的障がい者に係る事件は97.4%、精神障がい者等に係る事件は96%が「全過程」です(途中で類型を認知した「準全過程」を含みます)。能う限り「全過程」100%に近づいているとよいでしょう。

が8万9750件です。勾留請求件数は年間10万件といったレベルで減少しつつ推移していることとの対比で考えますと、この試行対象においても、「全過程」率は80%を超え90%レベルになってきているとみられます。検察においては対象事件と対象外事件のダブルスタンダードの懸念は払拭されているとよいでしょう。

他方、「試行対象事件」のうち、被害者・参考人については、取調べ(事情聴取)の録音・録画は増えていません。平成29年度の3445件がピークで、平成30年度は2845件、平成31年度(令和元年度)は2452件と落ち込んでいます。このうち、被害者を対象とするものはおおむね横ばいともいえませんが、参考人については平成29年度・2175件、平成

II 警察

1 制度対象

警察について、報道された情報も含めて概観します。裁判員裁判対象事件については、2019年4月から2020年3月までの1年間で4062件中の

2 2つの課題

しかし、警察での課題の2点は変わっていません。1つは、前記通達では、制度対象事件以外でも「個別の事案ごと」に「勘案」し、「録音・録画を実施する必要性がそのことに伴う弊害を上回ると判断されるときに実

施することができるとされ、従来の、「弊害を『大きく』上回る」との文言が変更されているにもかかわらず、このような試行実施の公表はありません。実際、殺人事件の任意同行時の取調べが録音・録画されたというケースの報告はありますが、それ以外では、制度対象外の実施は、まず見当たらないのが実情です。警察ではダブルスタンダードの懸念が現実化しています。

もう1つは、制度対象事件の全部不実施が100件、一部不実施が134件あります。うち「指定暴力団員に係る事件」の「不実施」が104件あり(要件がすぐ判明しなかったケースの一部不実施も含みます)、警察において全く実施されないのは、ほぼ301条の2第4項3号事案のようです。同号を形式的に機能させようとしています。実践によって克服しなければなりません。